

# 申告日程 2月16日(月)～3月16日(月) 受付時間：午前8時30分～11時/午後1時～4時

月	日	曜	吉田町		八千代町		美土里町		曜	日	月	
			会場	午前	午後	会場	午前	午後				会場
2	16	月			別所、中土師、黒瀬、下土師上、下土師中	下土師下、上谷、山梨、北原	川撫、奈良谷、瀬木、向井、鳥信	横呂、横田住宅、隠地、戎谷、原	月	16	2	
	17	火	安芸高田市役所横	小草、表桂、井山、十念、中束、長屋口、谷桂、桂市峠	上市、石原1・2、久保、高野、横山		重信隠地、清田、重信日南、竹之内	下日南、上日南、下市、上市、岡の原	火	17		
	18	水	安芸高田市役所横	下市、入江沖、長屋イ・ハ、下入江、向桂	津々羅、室坂、中馬河内、千川、日南		是光、日南、上音地、下音地、上城	上青、下青、中青、程原、出店、上市	水	18		
	19	木	安芸高田市役所横		日南、日南団地、化正面、下ときわ	上ときわ、前田住宅、大まき、横路住宅		石丸、下市、中市、山崎、助実	栃木、市、中北日南上、下叶口、上叶口	木		19
	20	金	安芸高田市役所横	川原、市場上・中、隠地、於手保	上竹原、山手西、徳田、上小山		中北日南下、上郷、山田、叶谷、中北隠地上、中北隠地下	下郷、貝原、雁子原、畠田迫、下北隠地、九文久	金	20		
	23	月	クリスタルアーカイブ		上郷地、下大又、上大又、水無	五郎丸、下佐々井、門出、谷ノ城			月	23		
	24	火	クリスタルアーカイブ	下竹原、山手沖、上中馬、常楽寺	山手日南下、本谷上、本谷中、上福原、常友日南				火	24		
	25	水	クリスタルアーカイブ	山手日南上、宮之城、本谷下、下福原、下小山	上・下新屋郷、下中馬上、山手中、甲元、下中馬下				水	25		
	26	木	クリスタルアーカイブ		みどり会1・2・3・4、中佐々井	安森、上佐々井、宮の下、宮の上			木	26		
	27	金	クリスタルアーカイブ	中原、沖原、久保地、甲田、稻合1・2・3・4・5班	西浦上・下、後相合、山部、印内				金	27		
3	2	月	4階研修室		古屋、国安、中の谷、実宗	出口東、出口西、出口中、寺の下	智教寺、大所	寺川、岩倉、宝前、矢賀上、矢賀下	月	2		
	3	火	4階研修室	2丁目、4丁目、高樋、柿原、柳原、左門、上迫、六日市、市有住宅(常友、郡山)	1丁目、5丁目、内堀、外堀、大賀屋、西土手、大浜、三矢タウン		中原、道円田、塩瀬下、塩瀬日南上、亀谷	増屋、広森、有藤、小谷、引地	火	3		
	4	水	4階研修室	新町上・中、川手、四軒屋、上国司、国司住宅、下国司、古市、3丁目、新町下	上・下太郎丸、川向、浄安寺東、浄安寺西、青迫、坂巻		高浜、砂田、金屋、上河内	橋上、塩貝、鉄井、下黒滝、上黒滝	水	4		
	5	木	4階研修室		高平寺、殿前市宮住宅、上高平寺、末石	日南下、日南中、日南上、東邦団地、市下	指定の日程に「申告相談」ができない人		木	5		
	6	金	4階研修室		市裏、市表、土井	余井、平原、本郷、根の谷	指定の日程に「申告相談」ができない人		金	6		
	9	月	4階研修室		指定の日程に「申告相談」ができない人				月	9		
	10	火	4階研修室		指定の日程に「申告相談」ができない人				火	10		
	11	水	4階研修室		指定の日程に「申告相談」ができない人				水	11		
	12	木	4階研修室		指定の日程に「申告相談」ができない人				木	12		
	13	金	4階研修室		指定の日程に「申告相談」ができない人				金	13		
15	日	4階研修室		指定の日程に「申告相談」ができない人				日	15			
16	月	4階研修室		指定の日程に「申告相談」ができない人				月	16			

※2月16日から3月16日の間は、各会場で相談を行います。このため、税務課と各支所窓口係の窓口では 申告相談できません。

相談会場を安芸高田市本庁及び各支所に統合させていただきます。なお、申告期間中、相談会場ごとに受付できる日が限られていますので、ご注意ください。

月	日	曜	高宮町		甲田町		向原町		曜	日	月
			会場	午前	午後	会場	午前	午後			
2	16	月					有留5・6・7	有留1・2・3・4	月	16	
	17	火					保垣2・4	保垣1・3・5	火	17	
	18	水	安芸高田市役所				戸島2・3・4	戸島5・6・7上下	水	18	
	19	木	安芸高田市役所				長田5・6・7上下	長田2・3・4	木	19	
	20	金	安芸高田市役所				坂13・14	坂10・11・12	金	20	
	23	月	高宮支所	三田林、上靴矢、下靴矢、上竹真、下竹真、下川根、山根	直会、田草、谷口、下宮、杉の原	1区 9区	8区 3区		月	23	
	24	火	高宮支所	行部、薬師、亀谷、二重合、栃原、篠原、歌ヶ谷	東城、すだれ、切田、中原、深渡	7区 10区	2区 6区		火	24	
	25	水	高宮支所	上城、土居谷、日南側、粒原1、粒原2	上仁王丸、下仁王丸、山田、上沖城、下沖城	4区 5区(上高地)	18区 24区		水	25	
	26	木	高宮支所	細河内、宮迫、穴戸城、後岡城	仲仙道、常広、茂谷	13区 27区	20区 23区		木	26	
	27	金	高宮支所	行田、向原、後迫、来女木市	土居之内、田屋郷、上用地、下用地、叶谷日原	25区	26区 28区		金	27	
3	2	月					坂2下、戸島8	坂3、長田8	月	2	
	3	火					坂1・2上・16・17	坂2駅・4、戸島9	火	3	
	4	水					坂5・6・15上下	坂8上下・9	水	4	
	5	木					戸島1・11、坂7・長田1	指定の日程に「申告相談」ができない人	木	5	
	6	金					指定の日程に「申告相談」ができない人		金	6	
	9	月		中之郷、上福田、下福田、鳥之尾	水谷松之尾、下船木、所木、五十貫部、三田谷	19区 22区	11区 14区		月	9	
	10	火		門田、前川、雇用促進住宅、上野吉広、志部府、竹部迫	野部、下式敷、れんげガーデン	12区 21区	15区 17区		火	10	
	11	水		下房後、表郷、勘部、新迫	後側、房後粒原、上式敷	5区(下・中高地) 16区	指定の日程に「申告相談」ができない人		水	11	
	12	木		野々原、原山、上羽佐竹	中羽佐竹、信木、下羽佐竹	指定の日程に「申告相談」ができない人			木	12	
	13	金		指定の日程に「申告相談」ができない人		指定の日程に「申告相談」ができない人			金	13	
15	日		指定の日程に「申告相談」ができない人		指定の日程に「申告相談」ができない人			日	15		
16	月		指定の日程に「申告相談」ができない人		指定の日程に「申告相談」ができない人			月	16		

※できる限り割り当てられた日に申告してください。